33—01.1　ＰＵＤＴ

口頭審理の期日の告知

審判長は、当該事件について出頭した当事者又は参加人に対し口頭審理の期日を告知することができる。このときには、口頭審理期日呼出状を送達する必要はない（特§145④→民訴§94、実§41、意§52、商§56）。

１．告知する者

審判長が告知しなければならない。

２．告知を受ける者

当該事件について出頭した当事者若しくは参加人、又はその代理人である。

「当該事件について出頭した」とは、当該審判事件の審理、審尋、面接、記録の閲覧など、当該審判事件に関連した用件を達成することを目的として特許庁に出頭している場合をいう。

他の事件について出頭しているときに、告知することはできない。

３．告知する事項

期日及び場所を告知する。

期日は、合議体、両当事者及び審判書記官の都合を調整して決定しなければならないので、期日の告知は、原則として、両当事者が当該事件について出頭しているときに行うこととする。

場所は、原則として特許庁の審判廷のいずれかを指定する（→33—05の１．）。

４．期日の告知にあたっての注意

審判長は、期日を告知するときは、事前に審判書記官と審判廷等の使用状況等口頭審理期日について十分協議しておく。

口頭審理が証人尋問等証拠調べを伴うときであっても、出頭した当事者に対しては、期日の告知が可能である。

５．期日告知の記録

審判長は、期日を告知したときは、調書、又は面接記録にその旨を指定した期日とともに記録する。

（改訂 R5.12）